

## ○珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示第24号

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において地元産木材を使用した住宅を新築若しくは増改築又は新築住宅を取得する者に対して、その費用の一部を補助することにより、本市における地元産木材の需要の拡大を図り、もって本市の木材産業の振興に寄与することを目的とし、補助金の交付に関しては珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱に用いる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 居住を目的とした木造の専用住宅又は店舗、事務所等の併用住宅をいう。
- (2) 地元産木材 協同組合能登木材総合センターが取得した木材又は市内で伐採された木材をいう。
- (3) U I ターン者 本市に1年以上住所を有しない者であって、本市の住民となった日の前後1年の間に補助金の交付を受けようとするものをいう。
- (4) 木造住宅の取得 木造住宅を新築し、又は新築木造住宅を購入することをいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、自ら居住するために、本市において木造住宅を取得又は増改築する市民又はU I ターン者であって、本市が取り組む地元産木材活用の普及啓発に協力できる者とする。

### (交付対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅に占める地元産木材の使用割合が50%以上であること。
- (2) 木造住宅の取得にあつては、床面積が100㎡以上のものであること。
- (3) 建築士が設計したものであること。
- (4) 珠洲市内の請負業者が建築したものであること。
- (5) 地元産木材の使用量が増改築の場合にあつては5㎡以上であること。

### (補助金額)

第5条 補助金額は、木造住宅の取得にあつては、一住宅あたり30万円以内とする。

2 増改築の場合にあつては、1㎡あたり2万円とし、一住宅あたり30万円以内とする。

### (補助金の申込)

第6条 補助金の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、珠洲木材活用住宅助成事業費補助金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付予定者に選定する又はしない旨を選定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(地元産木材の確認)

第7条 申込者は、住宅に使用する地元産木材について、地元産木材使用確認書（様式第3号）により、その木材が流通する各段階における確認を受け、申込書に添付しなければならない。

(補助金交付申請及び実績報告)

第8条 第6条第2項により補助金交付予定者に選定する旨の決定を受けた申込者で、補助金の交付申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付申請書（実績報告書）（様式第4号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、申請の内容が適正であると認めるときは、申請者に珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付決定（額の確定）通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(請求)

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた申請者は、珠洲木材活用住宅助成事業費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為をしたときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、珠洲市補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(普及啓発)

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、本市が取り組む地元産材の普及啓発活動に協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する

附 則（平成23年告示第23号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日以降の補助金について適用する。

## 珠洲木材活用住宅助成事業費補助金申込書

年 月 日

珠洲市長

申 込 者 氏 名

住 所

氏 名

印

電話番号

珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金交付の対象者として選定を受けたいので、次のとおり申し込みます。

区 分		内 容 等	
所在地	所在地	珠洲市 町	
	完 成	年 月 日	
	住 宅 の 仕 様	<input type="checkbox"/> 木造平屋建て <input type="checkbox"/> 木造2階建て <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	延 べ 床 面 積	（全体） _____ m <sup>2</sup> （1階） _____ m <sup>2</sup> （2階） _____ m <sup>2</sup>	
	新 築 ・ 増 改 築	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅の購入 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
	地 元 産 材 使 用 量	_____ m <sup>3</sup> （別紙 確認書のとおり）	
建 築 士	免 許 番 号		
	住 所		
	氏 名		
請 負 業 者	住 所		
	会 社 名		
	代 表 者 名		
その他参考事項			

※該当するものに☑を付けて下さい

### 添付書類

- （1）応募住宅に係る住民票（コピー可）
- （2）地元産木材使用確認書並びに木材及び地元産木材使用明細書（様式第2号）
- （3）関係法令に基づく住宅に係る建築完了検査済証等の写し（都市計画区域外で建築確認申請が不要の物件に関しては、都市計画区域外証明書、建築工事届、請負業者からの引渡書をもって完成とみなすものとする。）
- （4）関係図面（位置図、平面図等：地元産木材使用部分を表示）
- （5）写真（構造材、内装材等地元産木材の使用状況写真及び完成写真）

## 選 定 結 果 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

珠洲市長

年 月 日付けの 年度珠洲木材活用住宅助成事業費補助金申込に  
ついて、補助金交付予定者に選定することに決定したので、通知します。

つきましては、速やかに補助金交付申請書（実績報告書）を提出してください。

## 選 定 結 果 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

珠洲市長

年 月 日付けの 年度珠洲木材活用住宅助成事業費補助金申込に  
ついて、補助金交付予定者に選定しないことに決定したので、通知します。

（選定しない理由）

## 地元産木材使用確認書

年 月 日

（施主） 様

建 築 士  
所 属 等  
住 所  
氏 名 ⑩  
電 話 番 号

貴殿の住宅建築に係る木材について、次のとおり地元産木材であることを確認しています。

区 分	取扱事業者住所氏名	確認者氏名⑩	確認樹種別数量（m <sup>3</sup> ）
第1次確認			
第2次確認			
第3次確認			
第4次確認			
第5次確認			

- （注） ① 第1次確認者は、製材業へ直接出荷したものにあつては素材生産者等、それ以外は能登木材総合センターをいいます。
- ② 以下、製材業、木材加工業、木材卸業、木材小売業などを経るごとに、その都度確認を受けて下さい。
- ③ 建築士の所属は会社名等を記入して下さい。
- ④ 確認者は、取扱店の現場担当者をいいます。

## 木材及び地元産木材使用明細書

	名 称	樹 種	数 量 (本・枚)	規 格 (m)			材 積 (m <sup>3</sup> )	
				厚 さ	幅	長 さ		うち地元産材
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
合 計							①	②
<p>※地元産木材使用割合の確認      ② ÷ ① × 100 =            %    ≥    60%</p>								

(注) 名称 (柱、土台等) 及び木材の樹種 (スギ、アテ等) ごとに整理して記入すること。

珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付申請書（実績報告書）

年 月 日

珠洲市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

—

年度珠洲木材活用住宅助成事業費補助金を下記のとおり交付されたく、珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交要綱第8条の規定により申請（実績報告）します。

記

1. 交付申請額    円

2. 交付申請の概要

(1)住宅の概要  完成  年 月 日	住宅の仕様 <input type="checkbox"/> 木造平屋建 <input type="checkbox"/> 木造2階建 <input type="checkbox"/> その他 (            )	延べ床面積 $m^2$ 内訳 1F <u>                        </u> $m^2$ 2F <u>                        </u> $m^2$	新築・増改築 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅購入 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	地元産木材使用量     <u>  </u> $m^3$
(2)普及啓発	1. 写真撮影 ( <input type="checkbox"/> 入居後可 <input type="checkbox"/> 入居後不可 ) 2. 内外部の見学会 ( <input type="checkbox"/> 入居後可 <input type="checkbox"/> 入居後不可 ) 3. 外部の見学会 ( <input type="checkbox"/> 入居後可 <input type="checkbox"/> 入居後不可 )			

※該当するものに☑を付けて下さい。

注意：普及啓発は、皆様の可能な範囲でご協力をお願いするものです。



## 珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付決定（額の確定）通知書

第 号  
年 月 日

様

珠洲市長

年 月 日付けで申請のあった珠洲木材活用住宅助成事業費補助金については、珠洲市補助金交付規則第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定（額の確定）したので通知します。

### 記

1. 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付けで交付申請（実績報告）のあった補助金とし、その内容は珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付申請書（実績報告）の交付申請の概要欄記載のとおりとする。
2. 補助金の額は次のとおりとする。  
補助金の額 金                      円
3. 申請書又は補助金の交付を受けた者は、珠洲木材活用住宅助成事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
4. 以上のほか珠洲市補助金交付規則の定めるところに従わなければならない。

様式第6号（第10条関係）

## 珠洲木材活用住宅助成事業費補助金請求書

年 月 日

珠洲市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（額の確定）通知  
があった珠洲木材活用住宅助成事業費補助金として、下記金額を交付されるよう珠洲木  
材活用住宅助成事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

金融機関等名	預金種別	口座番号
銀行 信用金庫 農協	普通 当座	
支店		